

平成25年12月20日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

難病患者に対する医療費助成に関する意見書(案)

現在、厚生労働省では、難病対策の改革に向けた検討がされており、去る10月29日には、難病患者の医療費の新たな助成制度案が厚生科学審議会の難病対策委員会に示された。

この案では、助成対象の疾患を現在の56疾患から約300疾患に増やす一方で、対象者を日常生活又は社会生活に支障がある人に限定することとしており、これにより、これまで助成対象となっていた軽症患者は原則として対象外となる。

また、自己負担の限度額を見直すこととしており、70歳未満の患者の医療費の自己負担割合を現行の3割から2割に引き下げ一方で、市町村民税の非課税世帯にも新たに自己負担を求める内容となっている。

難病は、治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じるものであり、将来にわたり、医療費の負担を強いられるケースが多い。

また、現在助成を受けている難病患者のうち約24%が、生計中心者の市町村民税が非課税となっていることから、医療費の負担増に伴い、受診を抑制する人が出る懸念もある。

よって国においては、新たな助成制度の設計に当たっては、難病患者の低所得者層に配慮しつつ、負担の増加を求めることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

国立ハンセン病療養所の療養体制等の充実に関する意見書（案）

強制隔離を骨格とした「らい予防法」は平成8年に廃止され、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下、「ハンセン病問題基本法」という。）が施行された。

ハンセン病問題基本法では、ハンセン病問題に関する施策は、国の隔離政策による被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならないとされており、また、国は、入所者に対して必要な療養を行い、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努める旨規定している。

こうした中、国立ハンセン病療養所の入所者の平均年齢は82歳を超え、高齢化、障害の重度・重複化に対応した療養体制の強化は喫緊の課題となっている。しかし、多くの国立ハンセン病療養所では、国家公務員の定員削減計画によって職員数が削減され続けており、国立駿河療養所の入所者からも、職員の減少について不安の声が寄せられている。

よって国においては、ハンセン病問題発生の際を十分認識の上、入所者に対する療養体制の充実を図り、入所者の医療・生存権を最後の一人まで保障するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国家公務員の定員削減計画の対象から、国立ハンセン病療養所職員を除外すること。
- 2 賃金職員の正規職員化に向けた長期計画を早期に策定・実行すること。
- 3 医師、看護師を確保するとともに、入所者が日常生活に支障を来たさないよう、介護員等の確保を図ること。
- 4 国立ハンセン病療養所の将来構想について、入所者及び所在自治体等の意見を尊重し、早期実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 経済産業大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

消費税引き上げに伴う影響の緩和策を求める意見書（案）

住宅及び自動車は国民生活に密接にかかわるものであるが、高額であるため、消費税引き上げの際、家計への負担が非常に大きくなることが懸念されている。

また、住宅産業は裾野の広い産業であり、自動車産業は日本の基幹産業であることから、駆け込み需要に伴う反動減があった場合には、日本経済に大きな影響を与えることが危惧される。

住宅については、消費税引き上げの負担軽減策として、住宅ローン減税の拡充等が決まっており、また、現在、住宅購入者への給付金の支給が検討されているが、中・低所得者にとっては十分な負担軽減にはなっておらず、さらなる措置を検討すべきである。

自動車については、自動車取得税の段階的廃止が検討されているが、代替財源として新たな車体課税を実施すれば、自動車ユーザーの負担増につながるおそれがある。

よって国においては、住宅及び自動車の消費税引き上げに伴う経済への影響を緩和するため、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書(案)

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくための「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。そして、来年4月から消費税率を5%から8%へ引き上げることが決定され、さらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、逆進性対策への対応として8%引き上げ段階では簡素な給付措置が実施されることになっている。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。そこで、軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも有効であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいる。

また、与党の平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入するとしている。

よって国においては、軽減税率制度の導入に向けて、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 文部科学大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

適正な教員数の確保を求める意見書(案)

去る10月28日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、2014年度予算案の編成に向けて、小・中学校の義務教育に対する国庫負担金の削減を求める方針で一致した。

この中で財務省から、児童・生徒が減少していく中で、子ども当たりの教員数を維持した場合、今後7年間で14,000人分の教員予算が削減できる旨の試算が示され、委員からも、教員削減はやむを得ないなどとする意見が相次いだ。

しかし、日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもにきめ細かな教育を行うためには、現在、小学校1年生、2年生で採用されている少人数学級の推進など、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、学校現場は、いじめや不登校、暴力行為等問題行動への対応、特別支援教育の充実等の課題に直面しており、個別の教育課題に的確に対応することのできる体制を整備していくことが必要である。

よって国においては、学校現場が直面している様々な課題に対応し、未来を担う子どもたちに質の高い教育を受けさせるため、適正な教員数を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。